

案内

平成30年度 野友地区若者定住住宅（2号棟）募集案内

北川村役場 建設課
〔電話 32-1222〕

1. 申込みに当たっての注意事項

- (1) 受付後に申請内容について実態調査を行う場合があります。（事前通知はしません）
- (2) 入居者の決定は12月初旬で、12月中旬に入居予定です。
- (3) 受付当日、書類等の審査を行いますので、家族の方以外の代理人の申込みはできません。また、郵送による受付は行いません。
- (4) 申込みに必要な書類が不備の場合は受付できません。
- (5) 不正な申込みが発見されたときは、入居許可を取り消します。また、入居日までに世帯員の増減、勤務先等の変更等により申込時と条件が異なった場合も取り消しの対象となる場合もあります。
- (6) 家族を不自然に分割した申込（夫婦の別居等）は受付できません。
- (7) 動物の飼育は他の入居者の迷惑となるため禁止しています。
- (8) 家賃は52,000円の定額です。

2. 申込書受付期間等

受付期間 平成30年11月1日（木）～ 随時募集
※なお、1人目の募集があった月の当月末までとします。
8時30分～17時15分（12時～13時を除く）

受付場所 北川村役場 建設課

3. 募集する団地

団地名	所在地	建設年度	間取り等	月額家賃	募集戸数
野友地区 若者定住住宅 (2号棟)	野友	平成8～9年度	木造二階建 6帖(洋)×2 6.5帖(書斎) 7帖(洋) 16帖(LDK) 浴、便	52,000円	1

4. 入居申込資格

村営住宅は、村民に良質な住宅を安い家賃で提供するため、国の補助を受け村民の税金等を使って建設したもので、入居に当たっては公営住宅法及び村条例で次のような要件が定められています。

- (1) 現に同居している配偶者（婚約者を含む）があること。
 - ・ 単身者の方は申し込みできません。
- (2) 政令で定める収入基準に適合していること。（「5 収入の条件」「6 入居資格収入認定額」を参照してください。）申込時現在での申込家族全員の収入金額が収入基準の計算対象になります。
- (3) 現に住宅に困っていることが明らかであり、次の選考基準のいずれかに該当することが必要です。

なお、申込者本人及び同居予定者に持ち家（自家所有者）の方がいる場合は申し込みできません。（ただし、売却や差し押さえ等により、入居指定日までに持ち家（自家所有者）でなくなることが証明できる場合を除きます。）

- ア 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している方
- イ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている方、又は住宅がないため親族と同居することができない方
- ウ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある方
- エ 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している方（自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く）
- オ 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている方又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている方
- カ 上記のアからオに該当する方のほか現に住宅に困窮していることが明らかなる方

5. 収入の条件

- (1) 所得税法で定められている所得を基に計算します。（これを「収入認定」といいます）
なお、非課税の収入は算入されませんのでご注意ください。

※非課税収入

雇用保険法による失業給付、傷病手当給付金、休業保証金、労災補償給付金、奨学金、生活保護法による扶助料、母子世帯及び障害者世帯が受ける手当又は年金（障害年金等）、養育費等並びに遺族の受ける恩給・年金等

(2) 収入認定については、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの間の所得を基準として計算します。ただし、給与所得者で平成30年1月2日以降に就職した方は、毎月の平均収入額から1年間の推定収入額を算出して計算します。

また、事業所得者についても、平成30年1月2日以降に事業を始められた方については、毎月の平均所得額から1年間の推計所得額を算出して計算します。（確定申告する際の収支明細書及び領収書等を持参してください。）

なお、詳しいことは建設課までお問い合わせ下さい。

6. 入居資格収入認定額

(1) 入居しようとする方全員の年間の合計所得金額（給与所得者の場合は、「給与所得控除後の金額」）が2,060,000円以上の世帯は入居資格があります。

7. 申込みに必要な書類

(1) 村営住宅入居申込書（募集案内に同封してあります。）

(2) 平成29年中（平成29年1月1日～12月31日）の所得金額が分かる書類

※入居しようとする方で、児童・生徒及び学生を除く全員

○勤務先の源泉徴収票（給与所得者のみ必要です。）

※平成30年1月2日以降に勤務先を変更された方は、現勤務先から支給された給与の明細（平成30年1月以降）を入居申込書の給与所得欄に記入し、勤務先の証明印をもらって下さい。

○平成29年分の確定申告書の写し（確定申告をする必要のない人は不要です。）

※事業所得者で平成30年1月2日以降に事業を始めた方は、確定申告する際の収支明細書を持参して下さい。（保険外交員も事業所得者になります。）

(3) 住民票（続柄、本籍等省略していないもの）

入居しない家族も含め、世帯全員のものがが必要です（婚約者も同様）。

(4) 健康保険証

入居しようとする方全員の分が必要です。確認後、お返しします。

(5) 結婚の証明（婚約者と入居する場合）

双方の両親等の結婚予定証明書、媒酌人の結婚予定証明書、結婚式場の申込書等のいずれか一通。

(6) その他

必要に応じ、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

なお、詳しいことは 北川村役場 建設課 までお問い合わせください。

8. その他

- (1) 入居に際しては、家賃3ヶ月分の敷金の納入及び2名の連帯保証人が必要です。
- (2) 入居後は、必ず入居申込者全員の住民票を団地の住所（所在地）に移していただきます。
- (3) 入居後の家賃は、原則として口座振替で納入していただきます。
- (4) 入居後、申込時点の内容に変動があった場合は、所定の手続きが必要です。